

クリエイト通信

大阪市西区西本町 1-13-38
 西本町新興産ビル 7F
 クリエイトオフィス 深田
 社会保険労務士 深田 美代子
 TEL06-4390-7500 FAX06-4390-7505
<http://www.create-f.jp/>

2009年1月号

【2009年度の予算政府案が昨年末に発表されました。景気悪化による雇用対策が引き続き継続される予定です】

< 社会保障関連の改正予定 >

| | | |
|---------------|----------------|---|
| 前年より継続されている施策 | 緊急雇用対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇止め解雇を行った派遣労働者等に対して引き続き住宅を無償提供した事業主へ1人月4～6万円最長6か月間支援 ・住宅や生活支援のため最大186万円貸付 ・雇用促進住宅の活用 ・雇用調整助成金の条件緩和による拡充 ・自社で働く派遣労働者を雇入れた事業主へ 100 万円の奨励金を支給(大企業の場合は 50 万円) ・障害者等を雇入れた中小企業への助成金額を 90 万円から 135 万円へ引上げ(特定求職者雇用開発助成金の拡充) ・内定を取消された就職未決定者を正規雇用した事業主へ 100 万円の奨励金を支給(大企業の場合は 50 万円) ・25歳以上39歳未満の年長フリーターを正規雇用した事業主へ30～45万円の奨励金を支給(大企業は20～30万円) |
| H21.4月 | 国民年金の保険料 | 月額 14,410 円から 14,660 円へ引上げ |
| | 基礎年金の国庫負担割合引上げ | 3分の1から2分の1へ引上げ |
| | 労災保険料の改定 | 現行54業種の労災保険料が平均0.7%から0.54%に引下げ予定 |
| | 雇用保険料の改定 | 1.2%から0.8%に引下げ予定(H21年だけの時限措置) |
| | 雇用保険給付見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者の加入基準を「1年以上雇用見込み+週20時間以上」から「6か月以上の雇用見込み+週20時間以上」へ拡大 ・契約更新がされなかった有期契約労働者の受給要件を1年以上から6か月以上に緩和 ・年齢や地域によって給付日数を60日延長 |
| 9月 | 介護報酬の改定 | 介護サービス事業者への報酬を3%引上げ |
| 9月 | 厚生年金の保険料 | 15.350%から15.704%へ引上げ |
| 10月 | 出産育児一時金の引上げ等 | 現行の38万円から42万円に引上げ、妊産婦健診の無料化など |
| 今後予定されている改正 | 障害者納付金制度の改正 | 常用労働者数 301 人以上企業が障害者雇用率1.8%を未達成の場合、1人につき月5万円納付義務がある制度の常用労働者数が、H22.7月より 201 人以上に、H27.4月より 101 人以上に順次改正 |

今年の予算案は世界的な経済金融危機から国民生活と日本経済を守るための重要課題推進枠が設けられ、特に社会保障等について重点的に予算が配分されました。なかでも雇用創出関連の助成金が多く創設されていますので、自社の雇入れの際にご一考下さい。